

令和6年度 第1回春日市教育委員会定例会 議事録

1 開会及び閉会に関する事項

- ① 日 時 令和6年4月19日（金）
開会 午前9時00分
閉会 午前10時10分
② 場 所 春日市役所405、406会議室

2 出席委員の氏名

教 育 長	扇 弘 行
委 員	安 本 誠 一
委 員	染 原 レイ子
委 員	宮 崎 泰三郎
委 員	足 達 好 子

3 委員を除き会議に出席した者の職氏名

教 育 部 長	金 堂 円一郎
教育総務課長	武 末 竜 久
学校教育課長	山 下 江 利
地域教育課長	萩 原 裕 之
教育総務課長補佐	小 嶋 健 朗
教育総務課主任	松 尾 高 志

4 議事の大要

別 紙

午前9時00分 開会

【第1 会議録署名委員の指名】

○扇教育長

委員全員出席です。ただいまから令和6年度第1回春日市教育委員会議定例会を始めます。

始めに、会議録署名委員の指名を行います。安本委員を指名いたします。

【第2 議案】

(1) 第1号議案 春日市立学校の通学区域及び学校の指定に関する規則の一部を改正する規則の制定について

○扇教育長

第1号議案 春日市立学校の通学区域及び学校の指定に関する規則の一部を改正する規則の制定について事務局から説明をお願いします。

○山下学校教育課長

第1号議案 春日市立学校の通学区域及び学校の指定に関する規則の一部を改正する規則の制定について説明いたします。春日市大字下白水の一部の小学校通学区域について、春日市立学校通学区域審議会の答申に基づき変更するものでございます。審議会の答申の内容につきましては、3月27日の定例教育委員会議において御報告しておりますが、大土居地区の小学校区を春日南小学校に統一できるかという内容について、答申では、大土居地区で天神山小学校区に該当する地区の多くは白水大池公園の敷地であり、地区内の児童数が非常に少数であることや、地理的な面を考慮しても、春日南小学校に統合しても大きな支障はないため、大土居地区全体を春日南小学校区にするとといった内容でございました。この答申に基づき、規則を改正するものでございます。

地区内の児童数が非常に少数であるという部分に関し、令和6年4月1日現在小学校5年生が1名、その他3歳児が1名という現状でございます。改正後の規則では、天神山小学校の区域から、大字下白水の一部という表記を除いております。なお、施行期日については、令和7年4月1日といたします。議案の説明は以上です。

○扇教育長

ただいま説明のありました議案について審議をいたします。質疑はございますか。

○安本委員

今回、天神山小学校の区域から大字下白水の一部という表記を除くということですが、春日西小学校や春日南小学校の通学区域に大字下白水の一部という記載があります。これはどういう状況なのでしょうか。

○武末教育総務課長

もともと大字下白水という大きな地域が、町名の変更により下白水南や下白水北などに変わる中で、今回のように白水大池公園の敷地など、大字のまま残っている地域があるものです。具体的な箇所としては、実際に地図を見ないと把握できないかとは思います。

○安本委員

今回変更となる区域で、小学校5年生がいるとのことですが、この児童はどのようになるのでしょうか。

○山下学校教育課長

現在、在籍している児童につきましては、本人の意向に沿った校区の選択ができるようになります。

○扇教育長

それでは第1号議案 春日市立学校の通学区域及び学校の指定に関する規則の一部を改正する規則の制定について、ただいまより採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成でございます。よって、第1号議案 春日市立学校の通学区域及び学校の指定に関する規則の一部を改正する規則の制定について、全員賛成をもって可決いたしました。

(2) 第2号議案 春日市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について

○扇教育長

第2号議案 春日市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について事務局から説明をお願いします。

○山下学校教育課長

第2号議案 春日市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について説明いたします。提案理由については2点あります。令和6年度に個人住民税の定額減税が実施されるが、就学援助の認定の可否を判定する際は、当該定額減税前の市民税所得割額を用いる必要があること。また、就学援助費の過誤受領が発生した場合は、教育委員会の指示に従って当該過誤受領に相当する金額を返納しなければならないことを、あらかじめ周知しておく必要があるというものでございます。

令和6年度分の個人住民税につきましては、令和6年度税制改正の大綱において、定額減税を実施することが決定され、地方税法の一部が改正されています。この定額減税は、賃金上昇が物価上昇に追いついていない状況を踏まえ、国民の負担を緩和するための一時的な措置として実施されるものです。さらに、物価高騰の対策といたしましては、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金等の措置も実施されているため、就学援助の認定の可否につきましては、定額減税前の市民税所得割額で審査して差し支えないと判断したものでございます。

また、事前に新入学児童生徒学用品費に対する援助費を受給した後、入学前に転出した場合や、世帯員などの異動で、遡及して世帯員の市民税所得割額が認定基準を上回った場合など、就学援助費の過誤受領が生じた時は、過誤受領に相当する金額を返還していただく必要があります。この返還の必要について、あらかじめ申請者に周知確認しておくため、申請書及び認定通知書の様式を改め、返還に関する事項を明記するものでございます。

具体的な改正内容としては、援助対象者の要件を定める第2条第2号、いわゆる準要保護の要件ですが、アからオまでの要件のうち、ウが申請者の世帯の市民税所得割額の合計額について規定しているものです。定額減税に係る地方税法の条項の附則第5条の8第4項を追記し、先ほど説明したとおり、定額減税前の所得割額が審査対象となるように改めています。施行期日につきましては、令和6年4月1日としております。議案の説明は以上です。

○扇教育長

ただいま説明のありました議案について審議をいたします。質疑はございますか。

○安本委員

過誤受領であることの確認は、どのように行うのですか。

○山下学校教育課長

新入学児童生徒学用品費に対する就学援助費を受給した後に転出するケースがありますが、自己申告していただく場合のほか、住民基本台帳と連携して転出を確認しております。

○扇教育長

それでは第2号議案 春日市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について、ただいまより採決に入れます。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成でございます。よって、第2号議案 春日市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について、全員賛成をもって可決いたしました。

(3) 第3号議案 春日市立学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

○扇教育長

第3号議案 春日市立学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について事務局から説明をお願いします。

○山下学校教育課長

第3号議案 春日市立学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について説明いたします。提案理由は、教諭等、養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化を図り、その専門性を発揮し本来の職務に集中できるような環境を整備するため、所要の改正を行う必要があるというものです。なお、ここで言う教諭等とは、主幹教諭や教諭、助教諭、講師など、学校管理職を除く一般の教員のことです。今回の改正前の規則では、ただいま申し上げた一般の教員の標準的な職務に関する規定を整備しておりませんでした。国においても、平成31年1月の中央教育審議会の答申を踏まえ、教諭等の標準的な職務の明確化に係る規則参考例を作成し、昨年度に周知しているところでございます。このため、今回の改正により、一般の教員の標準的な職務に関する規定を整備するものでございます。また、併せて今回の規定の追加に伴う語句の修正や文言の整理を行っております。

具体的な改正箇所としては、第16条の次に、教諭等の標準的な職務の明確化に係る規定として、第16条の2を新設し、その具体的な内容について、教員の職種ごとの業務の区分につき、標準職務と分掌事務を別表第1としてまとめています。また、この別表第1の新設に伴い、改正前の別表を別表第2とする必要がありますので、事務職員の標準的な職務の内容を定める第19条について、所要の改正を行っております。第27条の2については、語句の整理を行ったものでございます。なお、施行期日につきましては、令和6年4月1日としております。議案の説明は以上です。

○扇教育長

ただいま説明のありました議案について審議をいたします。質疑はございますか。

○安本委員

語句の整理の中で、児童生徒等としていたところを児童等に改めていますが、これはどういった理由があるのですか。

○山下学校教育課長

同規則の中で、児童生徒等と児童等という語句が混在していたことから、今回、児童等に統一したものです。等の中に生徒も含んでいる表現としております。

○扇教育長

それでは第3号議案 春日市立学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について、ただいまより採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成でございます。よって、第3号議案 春日市立学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について、全員賛成をもって可決いたしました。

(4) 第4号議案 令和6年度春日市一般会計補正予算に関する意見の申出について

○扇教育長

第4号議案 令和6年度春日市一般会計補正予算に関する意見の申出についてでございますが、この議案は、内容上、「議会の議決を経るべき議案の原案に関する事項」に該当しますので、春日市教育委員会会議公開規則第4条の規定に基づき、非公開としたいと思います。それでは、委員の皆様にお諮りいたします。第4号議案を非公開とすることについて、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成により第4号議案は非公開とします。

- ・第4号議案は、非公開。
- ・審議の結果、第4号議案は、全員賛成により可決。

(5) 報告第1号 臨時代理について（小学校における除草作業に起因する自動車損傷事故に伴う損害賠償の額の決定について）

○扇教育長

報告第1号 臨時代理について（小学校における除草作業に起因する自動車損傷事故に伴う損害賠償の額の決定について）、事務局から説明をお願いします。

○武末教育総務課長

報告第1号 臨時代理について（小学校における除草作業に起因する自動車損傷事故に伴う損害賠償の額の決定について）説明いたします。

令和6年3月29日に発生した小学校における除草作業に起因する自動車損傷事故に伴う損害賠償の額を決定し、緊急に和解契約を締結する必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により市長から教育委員会の意見を求められましたが、委員会を招集する時間的余裕がなかったため、春日市教育委員会事務委任規則第4条第1項の規定により臨時に代理したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、委員会の承認を求めるものでございます。

事故の概要は、令和6年3月29日午後1時30分頃、春日市立白水小学校の教職員駐車場周辺において、本市職員が除草作業を行っていた際に、草刈り機で跳ねた小石が、当該駐車場に駐車していた相手方自動車に当たり、相手方に物的損害を与えたものでございます。損害賠償額は129,000円です。報告第1号の説明は以上でございますが、昨年度も同様の事故が中学校で発生しており、その後、注意喚起を行っておりました。今回、事故を起こした職員に聞き取りを行ったところ、自動車を背にする等の配慮はしていたということではありましたが、自動車を待避させる等、安全な作業範囲を確保するよう改めて校長会で周知を行ったところでございます。また、小中学校で同様の作業を行う職員に対し、研修を行う予定としております。今後も継続的に注意喚起を行っていく必要があると考えております。

○扇教育長

それでは、報告第1号 臨時代理について（小学校における除草作業に起因する自動車損傷事故に伴う損害賠償の額の決定について）、ただいまより採決に入ります。承認の方の挙手を求めます。

(承認者挙手)

○扇教育長

全員賛成でございます。よって、報告第1号 臨時代理について（小学校における除草作業に起因する自動車損傷事故に伴う損害賠償の額の決定について）、全員賛成をもって承認いたしました。

【第3 報告事項】

(1) 教育長報告

○扇教育長

報告として2点ございます。

1点目です。今年度の始業式が行われましたが、春日市立中学校1校で、2年生のクラス編制を発表後にやり直すといったことがございました。発表後に編制をやり直すことは望ましいことではないことを承知の上で、生徒の心身にとって深刻で対応しなければならない事案があるとして、校長がPTA会長と協議を行い、学校運営協議会に説明、了承を得て、クラス編制の変更を行っております。対応が必要な生徒が特定されないよう配慮した上で、2年生の生徒に文書を配り、保護者にはオンライン連絡ツールt e t o r uによって通知しております。クラス編制の変更後、2年生で学年集会を行い、1週間は毎日6時間目を教育相談時間とし、生徒が悩み等を話すことが出来る時間を設けております。

2点目です。3月分の教職員の超過勤務についてでございます。1校を除いた各学校は45時間以内となっております。令和5年度中の超過勤務を年間で集計したものもございます。年間で見ると、小学校は全校で34時間以内となっており、中学校では平均が50時間となっております。中学校は、学校によっては超過勤務が多いところも見受けられます。これらの資料は校長会でも配付する予定です。また、中学校では部活動の休養日についても集計しており、全校で規定の休養日を確保できておりました。春日市では部活動の指導指針を作成しており、現在の状況であれば、教員の働き方改革の支障となることも少ないとあらうと思われます。部活動の地域移行に関しては、練習場所の確保も困難であることから、急がずに、準備が整ったところから徐々に移行できればいいと思っているところでございます。

【第4 調整事項】

(1) 5月定例教育委員会議の日程について

令和6年5月22日（水） 午後2時 決定

(2) 6月定例教育委員会議の日程について

令和6年6月26日（水） 午後2時 予定

(3) 5月教育委員懇談会の日程について
令和6年5月22日（水） 午後3時 決定

(4) 6月教育委員懇談会の日程について
令和6年6月26日（水） 午後3時 予定

午前10時10分 閉会